

県南広域振興局長告示第1号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成26年1月10日

県南広域振興局長 遠藤達雄

訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0360490007	医療法人清和会	水沢訪問看護ステーションひまわり	奥州市水沢区東大通り一丁目5番30号	平成25年12月31日